

- 21 条例附則第10項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものは、患者等に接して行う診療及び看護、患者等に係る検体採取及び検査、患者等の移送、宿泊施設における連絡調整その他人事委員会が定める作業とする。
- 22 条例附則第10項の規定による感染症等防疫手当については、第37条第1項及び第2項の規定を適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(人委・職員課)
